

滑ってけが 店に責任？

相次ぐ訴訟…賠償の例も

お店などで滑って転んでけがをした人が、「床に問題があった」として裁判を起こす例が相次いでいる。高齢者の死亡原因のうち、転倒事故は年間約5千件で、交通事故を上回る。未然防止のため、床を滑りにくくする「防滑」に取り組む事業者も出てきた。

大阪市の50代主婦は4

月、市内のリサイクル店を相手取り約800万円の賠償を求め裁判を起こした。

雨でぬれた床で滑り、足の靭帯を切るけがを負った。入院生活は約1カ月に及んだ。

主婦側は訴状で、「客が転ばないようにする義務があった」と主張。足拭きマットを敷いたり、床の清掃回数を増やしたりするべきだったと訴えている。一方、店側は「転倒には女性の過失が関係している」として争う姿勢だ。

同様の訴訟では、店側に賠償を命じるケースも出ている。岡山地裁は2013年、「ショッピングセンターの床に落ちていたアイスクリームで滑って転んだ」とする70代女性の訴えを認め、店側に約860万円の支払いを命じた。大阪地裁では「餃子の王将」店内で転んだ40代女性に対し、店側が解決金100万円を支払う和解が15年に成立し

特殊な薬剤塗布 ■ 床にテープ

「昔なら『自分が悪い』となった事案でも、ここ10年ほどで提訴になることが増えたように感じます」。建物内での事故訴訟に詳しい佐藤貴美弁護士（第一東京弁護士会）は話す。インターネットの普及に伴い、同種事故の訴訟情報が入りやすくなったほか、権利意識の向上も背景にあると

飲食店や
高速SA

「防滑」



床を洗浄後、特殊な薬剤を塗って滑り止め工事をする作業員＝防滑業振興協会提供

「防滑」に取り組む企業も増えつつある。

西日本高速道路（大阪）はバリアフリー新法が施行された2006年以降、サービスエリア（SA）の店舗など約300施設の床材を、国土交通省の示す

指標に沿うよう選定。部分的な補強には、特殊な薬剤を塗って対応している。

焼き鳥チェーン「鳥貴族」（同市）は転倒が数件あったため、約1年前から床に滑りにくい加工をしたテープを貼った。担当者は

みている。ただ、訴訟を起こしても、不注意だったとして主張が全面的に認められることはまれという。佐藤弁護士は「いきなり裁判を起こすと社会がギスギスする。店側、客側が丁寧な話し合いで歩み寄ることも大切です」と話す。

「安全・安心確保は企業の責任」と話す。10年に設立された「防滑業振興協会」（東京）には現在、建設業者など約40社が加盟。独自の試験に合格

高齢者の転倒死 年々増加

国の人口動態調査によると、平らな場所で滑るなどして転倒し、亡くなった65歳以上の高齢者は年々増加。2008年には交通事故死者を上回った。15年は転倒死5337人、交通事故死3187人だった。

日本建築学会は08年、床の安全を保つための指標として「床の滑りにくさ」を数値化したものを提案。国土交通省も12年、この指標を建物の安全性向上などを目的とした「バリアフリー新法」のガイドラインに明記し床材選びや仕上げの参考にするよう促している。

